

▼○議長（大屋俊弘）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 中村議員の質問にお答えをいたします。

最初の質問は、最近の日本経済の状況と消費税10%への増税についてであります。

まず、日本経済につきましては、総じて見れば、実質GDPは緩やかな回復基調が続いております。内閣府によりますと、このような景気回復の背景には、次のような要因があるとされています。

1つは、世界経済全体として同時回復していることや、2つ目に、半導体や各種電子機器などの情報関連財の需要の高まりがあるとされています。そして3点目は、各国の設備投資の回復を背景とした資本財需要の世界的な増加があるというふうにされております。

こうした状況で、日本国内では、雇用者数が大幅に増加するとともに、賃金が緩やかながら上昇するなど、雇用、所得環境が改善を続けていることから、民間消費支出も持ち直しているとされております。また、技術革新、人手不足への対応や、急増するインバウンド需要を背景とした民間企業設備投資の堅調さもその背後にあるというふうにされております。また、物価につきましては、人件費上昇を反映した個人サービス価格の上昇や食料品価格の上昇を背景に、消費者物価は緩やかに上昇していますが、デフレに後戻りしないという意味では、デフレ脱却の状況までには至っていないという説明がなされております。

こうした中、政府は、平成31年10月に、消費税率を10%に引き上げることとしております。この点につきましては、議員御指摘のとおり、デフレ脱却まで至っていないという状況の中で消費税率を引き上げるとは、消費者マインドへの影響から、消費が落ち込むことに加え、駆け込み需要と反動源といった大きな需要変動が生じ、景気の回復量が弱まるなど、景気や家計への影響を懸念する声もあると聞いております。

一方で、政府や経済界などでは、日本の少子高齢化が進む中、今後の社会保障制度全体を持続可能なものとするには、安定財源の確保が重要であり、そのためには消費税率の引き上げも必要だという考えもあるようであります。

こうした意見を総合的に勘案し、全国知事会としましては、消費税、地方消費税10%への引き上げについては、2019年10月に確実に行うべきであると、本年6月に表明したところであります。

県としましては、国に対する重点要望において、消費税10%への引き上げを行う際には、地域経済はもとより、家計や個人消費への影響に十分配慮した対策を講ずることを求めていく考えでございます。

2番目の質問につきましては、日本政府が債務不履行に陥ることはなく、財政問題が存在しないという見解についてであります。

日本国債は、円建てであることや、その9割が国内で保有されていることを考えますと、日本政府が債務不履行に陥る可能性は低いと考えております。円建ての日本国債は為替リスクがないことから、これまで発行された国債が満期を迎えたとき、元本と同額で再び国債を購入することが可能であります。新たに発行する場合も、豊富な国内貯蓄がある中で、元本が同額で保証されることから、国内

で購入されるため、安定した資金調達が可能であるというふうに見られております。国内投資家は、安定して保有し続ける傾向にあり、大量に売却することによる国債価格の暴落、金利上昇による財政負担の増大のおそれは少ないと見られております。日銀による流通市場での買い付けにより、売り手市場に対して買い支えが可能で、価格暴落を防ぐことができると見られております。債務不履行になる前に、増税や歳出削減などの対応がとられることになると思います。

また、議員が御指摘されている財政問題につきましては、理論的にはいろいろな考え方がありそうですが、国債残高、すなわち国の借金残高が増大すると利払いが増加し、毎年の財政運営の柔軟性が失われることがあります。また、日本国債に対する信頼を損ね、景気や経済に影響が及ぶといったことが考えられます。

国の財政状況は、地方交付税や補助金の配分等で地方財政にも大きな影響を与えることから、国の財政が健全であるということは地方にとっても非常に重要なことだと考えております。

次に、国の骨太方針に対する所見についての質問であります。

このたびの骨太の方針では、少子高齢化の進行、人手不足の高まりの中、持続的な経済成長を実現するためには、1つには、質量の両面で人材の確保が必要であり、2つ目には、生産性の向上による潜在成長率の引き上げが必要であると。3番目は、波及効果の大きい投資プロジェクトの計画的な実施が必要であるとされています。

こうした財政需要に的確に対応するため、新たな財政健全化目標につきましては、基礎的財政収支の黒字化を2020年度から25年度に見直しをし、同時に債務残高対GDP比率の安定的な引き下げを目指すことを堅持することされました。

また、2019年10月に予定されています消費税率の引き上げに当たっては、軽減税率の実施と需要変動に対して機動的な対応をとるため、19年度、20年度当初予算において、臨時特例の措置を講ずることが示されております。

一方で、団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障を持続可能なものとし、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があることから、19年度からの3年間で基盤強化期間と位置づけ、基盤固めを行おうとしています。

このように、政府におかれましては、将来見通しを立てた上で、国民の理解を得ながら、中期的には経済成長と財政の健全化の両立を図っていかうとされているのであります。

高齢者などの社会保障を充実することが必要でありまして、これは日本の経済社会の今後の成長、安定にとっても必要な取り組みであると考えております。

次に、地方一般財源に対する評価についての御質問であります。

地方におきましては、社会保障費の増加や地方創生、人口減少対策を始めとした地方の実情に沿ったきめ細やかな施策を進めるためには、これらの財政需要を適切に積算し、安定的な財政運営ができるよう、地方一般財源総額を確保することが必要であります。

県としましては、これまでも重点要望や全国知事会などにおいて、地方の財政需要に応じた財源確保を国に要望してきているところであります。

今回の骨太の方針において、一般財源総額に関し、2019年度から21年度の3年間は、28年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するというふうにされたことは、地方の要望に沿ったものとなっていると考えており

ます。

次に、外国からの人材の受け入れについてであります。

島根県における在住外国人につきましては、法務省の集計した在留資格別登録者数によりますと、平成24年から増加に転じ、直近では、平成26年の総数が8,041人と6年間で2,583人の増加となっているということであり、その内訳につきましては、永住者や日本人配偶者などを除きますと、1つは在留期間の上限がなく、家族の帯同が認められるということでありまして、日系3世などの定住者が1,999人ということでございます。2つには、在留期間の上限が5年で家族の帯同が認められない技能実習生が1,778人で、この2つが大数を占めているということでございます。

本年6月の骨太方針におきまして、外国人材の受け入れ拡大に向け、新たな在留資格を創生することが決まりました。現在、来年4月から実施を目指して政府で検討を進めている状況でございます。新しい制度では、次の2つの措置が検討されております。1つは、特定の業種を対象として、各省庁が定める試験に合格するか、最長5年の技能実習制度を終了すれば、家族は帯同できないが、新たに期間の上限が5年の在留資格を取得できるものという措置であり、2つ目には、この新たな在留資格での滞在中により高い専門性を有すると認められれば、在留期間の上限を付さず、家族の帯同を認める在留資格への移行を可能とされていると、そういう検討がなされておるということでございます。

また、外国人労働者の雇用について、一部の企業での劣悪な雇用実態が問題となっておりますが、政府はこのような問題に対しては、労働法令に基づく適切な雇用管理の確保を図るとされております。

こうした外国人材の受け入れの拡大は、不足する労働力を確保し、日本経済を維持するために必要であり、政府におきましては、移民政策とは異なるものと説明をしております。全国的に、生産年齢人口が減少し、人手不足が深刻化する中、外国人材の受け入れはこの解決のための措置として現実的に必要なことであると考えられます。また、この問題の根本的な解決につきましては、議員御指摘のとおり、生産性を向上することが大切であり、国に対しては、地方における生産性向上の取り組みを支援するよう要望していく考えであります。

次に、地方創生基本方針2018の地方創生の視点からの評価と期待についての御質問でございます。

まち・ひと・しごと創生基本方針2018では、総合戦略の中間年である2017年度のK P Iの総点検を踏まえて、基本目標の達成に向け、今後取り組む重点事項について述べられています。その内容は、これまで国が行ってきた取り組みの充実強化が主なものとなっております。この中で、地方の創意工夫による地方創生の好事例として、海士町の高校魅力化が取り上げられており、島根県が取り組む中山間地域、離島の高校を中心とする島根留学が先進的な取り組みであると評価をされております。

また、教育に着目し、地方の財産とも言うべき地方大学につきましては、地方創生に果たす役割が与えられたことは、豊富な大学の資源を活用し、地方が取り組んでいく分野の拡大や新たな事業の創出につながると考えられます。ほかにも、包括的な移住支援や新規就業支援などにより、U I Jターンを促進し、東京から地方への人の流れをより積極的に作り出し、人口分散を進めようとしておるところであります。現在、起業や中小企業等への就職について支援策が検討されて

いるようではありますが、さらに対象を広げ、第1次産業等へも誘導が進むことを期待をいたしております。

その上で、地方創生は2060年という息の長い政策展開であり、国におきましては、2020年度以降の次期5年間の総合戦略の策定に取り組むことが示されました。

県としましては、同様に現行の総合戦略の点検を行い、国と歩調を合わせ、2020年度から新たな総合戦略について検討していく考えであります。

次に、地方創生を進めていく上で、大都市と地方の財源配分のあり方についても見直しをしなければいけないという御質問であります。

地方創生を継続的に安定して進めていくためには、地方に国の施策や判断等に影響を受けにくい地方税などの自主財源が十分に確保されることが必要であります。その上で、不足する財源につきましては、地方交付税による十分な財政調整が行われる必要があり、財政力や行政の効率化など、地方の実情に即して配分されるよう国に対して求めていく考えであります。

次の御質問は、地域内経済循環の考え方に基づく施策展開についてであります。

地域内の経済循環を回していくことは、地域内で生産されたものを買うことにより生産者の所得がふえ、生産者がふえた所得をさらに地域内での投資に回すことにより、地域内の所得が波及的にふえるというプロセスを繰り返すということでもあります。こうした循環を県内に一つでも多く起こすことができれば、より多くの資金が地域内に残り、最終的に大きな経済効果が生まれると考えております。

議員の言われる地域外から供給を受けることによって資金が流出している食料品等を地域内で生産し、供給できるようにするという地消地産の考え方に立てば、資金の流出を防ぐことができ、地域内の経済循環をさらに高めることができると思っております。

県におきましては、県の経済構造についての分析も参考にし、地消地産の考え方を取り入れながら、地域内経済循環の視点を踏まえ、施策に取り組んでいく考えであります。

次に、意欲と能力のある林業経営者についての御質問にお答えをいたします。

新たな森林管理システムを担う意欲と能力のある林業経営者には、1つには、事業拡大と経営安定に向けた目標を掲げ、就業者の増員や高性能機械の導入などを積極的に取り組むこと、2つには、高い収益性を確保して、長期的に健全な林業経営を実行できることなどが求められます。

このため、県では、今年度から2つの制度を設けました。1つは、林業経営者が経営方針を定め、給与、手当、労働安全性、休暇取得や福利厚生などの制度充実を図ること、そして林業魅力向上プログラムを策定した際の支援を行うということでもあります。2つには、経験、知識、技術を処遇に反映するための県認定のしまね林業士を創設することにより、林業経営者の意欲の喚起や就業者の確保と育成に取り組んでいるところでございます。

今後、林業経営をさらに強化するため、これまでの高性能機械の導入や作道開設への支援、担い手確保対策に加え、1つには、農林大学校林業科に新たに事業体経営に関するカリキュラムを導入すること、2つには、従来から実施しております経営指導、就業者研修の充実などの取り組みを県として進めていきたいとい

うふうに考えております。

最後の質問であります、国体誘致についてであります。2巡目の国体招致についてであります。

国民体育大会は、国民へのスポーツの普及、競技者、指導者の育成など、スポーツ振興体制の確立とスポーツ文化の形成に総合的に寄与する日本最大の国民スポーツの祭典であります。国体の開催につきましては、全国を東の地域、西の地域、そして真ん中の地域の3つに地区を分け、地区ごとに都道府県が持ち回りで実施することとなっております。現在、平成40年、2028年の第83回大会まで開催地が決まっており、島根県が2巡目の国体を開催する場合、早くて平成21年、2029年の第84回大会となります。

これに関しましては、以前から、鳥取県の平井知事ともいろいろお話をしておるところでございます。その内容を御紹介申し上げますと、開催順につきましては、1巡の島根、鳥取の順を考慮し、またそれぞれが開催する場合には、役員などの人材や競技施設などを相互に補い合って開催するという、いわば協力開催をしていきたいと思いますということを話し合っております。このたび県体育協会から国体及び、また県障害者スポーツ協会から全国障害者スポーツ大会の平成21年の島根県招致に関する要望書の提出をお受けいたしました。国体を開催することになりますと、競技スポーツの振興はもとより、プレ大会や本大会での一流選手のプレーを間近に見ることにより、県民のスポーツへの関心を高めることとなります。また、開催までの準備期間中には多くの県民の方がスポーツをきっかけに社会参加をすることが促進され、また開催期間中には全国から大勢の方が来県されることとなり、島根の文化や自然などの魅力を全国へ発信する有意義なイベントとなります。

また、全国障害者スポーツ大会では、障がい者の社会参加の促進、障がい者の方々のスポーツの普及、障がいのある人もない人もともに支え合う共生社会の実現などのよいきっかけづくりとなると思われまます。

こうした状況から、国民体育大会、平成35年、2023年からは、国民スポーツ大会と名称変更されますが、この国体及び全国障害者スポーツ大会を、平成21年、2029年に開催いたしたいと考えております。今後、県議会や市町村等の意見もよく伺いしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からの質問に対する答弁を終了いたしますが、先ほどの発言の中で数字が間違ったところがあったようでございます。体育大会の関係であります、国民体育大会からは、国民スポーツ大会と名称が変更されますが、この国体及び全国障害者スポーツ大会を「平成21年」と読んだんですが、「平成41年」でございまして、間違いでございます。平成41年、2029年に開催いたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 新田教育長。

〔新田教育長登壇〕

▼○教育長（新田英夫）▽ 3点の御質問にお答えいたします。

まず、新しい学習指導要領が求める力を身につけさせるため、今後、本県の教育をどのように進めるのかとのお尋ねについてであります。

新しい学習指導要領の大きな特徴は、子どもたちがこれからの変化の激しい時

代を生き抜いていけるよう、大きく2つの点が打ち出されたことであると考えております。

1つ目は、子どもたちに必要となる生きる力を次の3つの柱で整理している点であります。1つ、実社会で活用したり応用したりすることができる知識、技能。1つ、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など。1つ、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等であります。このことを、例えば生き物の学習に置きかえてみますと、まず身近な動植物のつくりと働き、生命の連続性などを理解すること。次に、観察や実験を通して、生物の多様性や規則性に気づくこと。そして、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うことといった教育が考えられます。

新学習指導要領の特徴の2つ目は、社会に開かれた教育課程を掲げ、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を、学校と社会が共有しながら連携、協働して実現しようとしている点であります。例えば、地域のさまざまな資源を活用したり、社会教育との連携を図りながら、地域社会や働くことへの理解を深め、よりよい社会をつくる力と自分の夢の実現に挑戦していく力を育成するといった教育が考えられます。

こうした学習指導要領の方向性は、島根県が力を入れて進めております学校と地域が連携、協働して地域の子どもたちを育もうとする教育の魅力化と非常に重なる部分が多く、高い親和性を持ったものだと思います。島根には、豊かな自然や多様な生産活動の体験の場、豊富な知見を持つ先達の存在など、恵まれた教育環境が子どもたちの身近なところにあります。それらを最大限に活用しながら、学校関係者と地域の人々が一体となって子どもたちを育むこと、そして学校の魅力を一層高めていくことにより、島根らしい教育を推進してまいります。

次に、県立高校魅力化ビジョンの方向性についてお答えいたします。

現在、策定中のビジョンにおきましては、社会の変化や生徒のニーズの多様化、地域の拠点としての高校の存在意義の高まり、新しい学習指導要領や国の教育改革の動向などを踏まえまして、県立高校の教育の質的な向上を目指すものにしたと考えております。また、策定に当たっては、今後の県立高校の在り方検討委員会からいただいた次の2つの観点を尊重したいと考えております。1つには、これまで離島、中山間地域の高校が取り組んできた教育の魅力化の教育効果を全県に広げ、都市部も含めた全ての高校が地域と連携、協働しながら、島根らしい教育を進めること。1つには、生徒の個性や適性に応じた多様な学びの体制を整え、生徒の主体的な学習を促す高校づくりを推進することです。

このような教育の質的な向上を実現していくためには、どのような教育環境が望ましいかを盛り込んだ上で、おおむね向こう10年を見越したビジョンを今年度中に策定したいと考えております。

次に、発達障がいのある子どもの教育の充実についてであります。

近年、県内においても、発達障がいのある子どもが急増しており、幼稚園、小中学校、高校等の担任、教職員には、学級をまとめつつ、こうした子ども一人一人に必要な指導、支援を行う力量が求められています。発達障がいのある子どもが適切な支援を受け、持てる力を最大限に発揮することができるよう、県教育委員会では、研修などにより、教員の力量を高めることに加え、子どもの成長段階に応じて教育現場を支援する新たな体制づくりを進めているところであります。

具体的に申し上げますと、就学前の幼児等につきましては、できるだけ早期に発

達障がい気づき、適切な対応と支援を開始することが重要であります。今年度新たに設置した幼児教育センターでは、幼稚園教諭や保育士等を対象とした園内研修などによる支援を始めたところであります。

小中学校への支援につきましては、支援専任教員を各教育事務所に配置しており、昨年度は、現場から1,000件を超える相談があり、ニーズに応じた迅速な対応に努めているところであります。

高等学校については、今年度から通級による指導が国において制度化されたことを受け、邇摩高校と松江農林高校で、この通級指導を開始したところであります。この2校では、発達障がいのある生徒を対象に、コミュニケーション能力の育成などの特別な指導を行っております。また、これら以外の高等学校におきましても、適切な支援が実施できますよう、地域ごとに高等学校間のネットワークづくりを進めていく考えであります。

さらに、特別支援教育のセンター的な機能を担う特別支援学校に教員を増員し、専門的な相談対応や各学校等の支援を強化しております。今後も、就学前から高等学校までの学びの場において、発達障がいのある子どもが適切な支援を受けられるように、相談、支援体制を整備してまいります。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 樋口公安委員会委員長。

〔樋口公安委員会委員長登壇〕

▼○公安委員会委員長（樋口忠三）▽ 7月12日付で公安委員長に就任いたしました樋口忠三でございます。銀行員を振り出しに、教育長、そして町長を経験させていただきまして、現在、警察行政にかかわらせていただいております。これまでの経験を生かして、県警察とともに、県民の皆様の安全・安心を守るため尽力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、所信の一端を申し述べます。

まずは、真実、事実に基づき、正義という言葉を目頭に置き、県民のために最善を思い、意見を表明すること、このことが最重要であると考えております。

御承知のとおり、公安委員会は、警察が県民の判断とかけ離れた独善的な組織とならないよう、公平、中立の立場で仕事が行われるように警察を管理することを目的としております。私たちが表明します意見は、客観的な立場で、治安の確保や県民の安全・安心を第一に考え、県民のために最善と思う発言をいたします。そして、その発言には、真実、事実に基づく正義が伴わなければならないと考えております。

次に、一般行政との連携強化について、私自身の経験を述べさせていただきます。

1つ目は、町長時代から、安全・安心なまちづくりに関して、犯罪機会論の考え方を取り入れていました。犯罪機会論では、犯罪の起こりやすい場所は、入りやすく見えにくい場所です。その逆は、入りにくく見えやすいということです。これは城の中の人間を守るための伝統的な城郭づくりの基本となる考え方であり、防犯の地域づくりのキーワードとなります。全国的に空き家問題がありますが、見えにくい場所がふえることは、犯罪予防の面で大きな課題となります。特殊詐欺を防いだ金融機関やコンビニの方々から、不信に思っ事情を聞いたと

エピソードを耳にしたことがあります、まさに犯罪の予備行為が見えていたから被害を防ぐことが事例だと思えます。

2つ目は、道路交通環境の話になります。道路交通環境は、私たちの体の中をめぐっている血管と同じで、大動脈、動脈、毛細血管などがバランスよく配置され、血液が循環されなければ元気に生活することはできません。血液がスムーズに流れるように制御する役目は交通ルールに当たります。一方で、少子高齢化、過疎化を考慮した交通手段の確保、道路環境の改善等、島根県の未来のために推し進めるべき多くの事柄があります。これらの課題については、警察行政と一般行政の連携なくして解決できないものであります。公安委員会としても、両者の関係や連携には十分留意しつつ、時として、そのかけ橋となることも想定しながら管理に当たりたいと考えております。

次に私は、警察組織の財産は人そのものであると考えています。犯罪捜査、交通指導取り締まり、相談への対応等、警察職員の業務は全て県民とのコミュニケーションによって行われます。県民との意思疎通をスムーズに行うためにも、働きやすい職場環境づくりが前提となります。公安委員を拝命して以降、警察署、交番、駐在所を始め、原子力発電所の警戒など、警察活動の現場を視察し、勤務に従事する職員への激励、意見交換により、勤務の実態、現場の声の把握に努めてまいりました。これらの活動を通じ、約1,800名の警察職員が、県民の安全・安心の確保のため、強い志を持ち、真摯に活動していることを心強く思い、感銘を受けております。職員個人の能力を高いレベルまで引き出すには、職場の風通しのよさなど、働きやすい職場環境づくりが重要となります。質の高い警察活動を実現するため、公安委員会としてもワーク・ライフ・バランスの実現も含めた職場環境づくりに意を配りたいと考えています。

議員御指摘のとおり、治安を取り巻く現在の情勢は厳しいものがあり、インターネットが県民生活に定着する中で、深刻化するサイバー犯罪等への対策や2020年に開催予定のオリンピック・パラリンピック、当県で開催される植樹祭に向けたテロ対策等、今後の課題は多くあります。県警察では、県民の期待と信頼に応える力強い警察を本年の運営指針に掲げ、全職員がその実現に向けた諸活動を行っております。良好な治安は、安全で安心な県民生活の社会基盤であり、治安の維持を担う警察に対する県民の期待は極めて大きなものがあります。今後も関係機関、団体を始め、多くの県民の皆様と連携を図りながら、地域のつながりや豊かな歴史文化を生かした島根ならではの取り組みや組織の対処能力の向上に向け、公安委員会としても積極的にかかわっていきたくと考えております。

最後に、全国的も島根県でも、住民の皆様には不安を与え、警察への信頼を損ねるような事件、事案が発生しております。これらの事案の絶無を期するべく、鋭意管理に努めてまいります。

以上、所信の一端を申し述べました。議員各位を始め、県民の皆様には、日本一治安のよい島根の実現に向けて、公安委員会と県警察に対しまして、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 今村警察本部長。

〔今村警察本部長登壇〕

▼○警察本部長（今村剛）▽ まず、警察本部長としての抱負についてお答えを

いたします。

県警察では、県民の期待と信頼に応える力強い警察を本年の運営指針として掲げ、日本一治安のよい島根の実現に向けたさまざまな取り組みを行っているところであります。県民の生命や身体、財産を守る最後のよりどころとして、警察に期待されている役割は大きいものがあると認識をしています。

近年、スマートフォンの急速な普及や仮想通貨の登場など、社会は急激に変化しており、新たな問題も顕在化しています。問題の本質を見きわめ、警察が果たすべき役割をよく考えた上で、さまざまな観点から知恵を絞り、島根県の良好な治安の確保に力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、安全で安心な地域社会の実現に向けた取り組みについて4点申し上げます。

1点目は、特殊詐欺の被害防止です。本県におきましても、依然として高齢者を中心に特殊詐欺の被害が発生しており、また電子マネーを利用した新たな手口も増加しています。被害防止には、抑止と検挙の2本柱が重要であり、抑止の面では、高齢者への直接的な防犯指導、金融機関やコンビニエンスストア、配送業者等と連携した対策を推進してまいります。検挙の面では、だまされたふり作戦の実施と、突き上げ捜査による組織中枢の被疑者の検挙を目指してまいります。

2点目は、高齢者の交通事故防止対策の強化です。本県は、高齢者が関係する事故の比率が高いことから、高齢者の交通事故防止対策が重要であると認識しております。高齢ドライバーに対しては、心身の衰えを補うような運転の励行等の啓発、高齢歩行者に対しては、参加体験実践型の交通安全教育や反射材の着用促進等を引き続き推進してまいります。

3点目は、人身安全関連事案への的確な対応です。本県におきましても、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等は増加傾向にあります。被害者や関係者の安全確保を第一に、認知の段階から緊張感を持った的確な対応をとることができるよう徹底してまいります。

4点目は、テロ対策、災害対策に係る危機管理の強化です。来年は、G20サミットや即位の礼、再来年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会、また本県においては、全国植樹祭の開催も予定されております。テロの未然防止に向けて、島根原子力発電所等の重要施設に対する警戒警備を始め、官民連携による各種の対策を推進してまいります。

また、いつどのような災害が発生しても的確に対処できるよう、平素から、実際の災害の場면을意識した訓練を積み重ねるとともに、自治体や消防、自衛隊等と連携を強化してまいります。

以上、4点申し上げましたが、安全で安心な地域社会の実現には、警察の力だけでなく、自治体や防犯ボランティアなどとの連携による地域に密着した活動が不可欠であります。県警察では、こうした県民の皆様方の御協力も得ながら、真に安全で安心な地域社会を実感していただけるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。